

審 査 基 準

令和7年 3月24日作成

| |
|--|
| 法 令 名：道路交通法 |
| 根 拠 条 項：第95条の2第11項 |
| 処 分 の 概 要：免許証の交付 |
| 原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会） |
| 法令の定め： ○ 道路交通法施行規則 第21条の9（免許情報記録個人番号カードのみを有する者に係る免許証の交付の申請） 第21条の10（現に受けている免許の種類と異なる種類の免許に係る免許証の交付等） 第29条の2の3の2（更新された免許証の交付等） 第31条の4の3（他の種類の免許に係る免許情報記録の書換えに伴う免許証の交付） |
| 審 査 基 準：法令の定めによる。 |
| 標準処理期間：申請の当日中（行政庁の休日は含まない。） |
| 申 請 先：運転免許試験場、運転免許更新センター、指定された警察署の交通課 |
| 問い合わせ先：運転免許試験場、運転免許更新センター、指定された警察署の交通課 運転免許本部免許管理課免許管理第一係 |
| 備 考： |